

| 通 番 | 対策の柱 | | | | | | | 県計画の 該当ページ | 担当課 担当機関 | |
|--------|-------|-----|-------|-------|---|---|--|---|-------------|-----------------------|
| | 基本的施策 | | | | | | | | | |
| | 施策 | | | | | | | | | |
| | | | 具体的取組 | 出来たこと | 出来なかったこと | 第2期計画に向けた方向性 | | | | |
| 1 | I | (1) | ① | a | 学校において、飲酒が健康に与える影響等基本的な内容について理解できるよう授業等での指導を推進します。 | 養護教諭や保健主事の研修会で系統的かつ継続的な指導の実施とカリキュラムマネジメントを生かした指導の充実について指導した。 | なし | 第2期計画においても、継続して指導をしていく。 | P13 | 健康体育課 |
| 2 | I | (1) | ① | b | 学校が実施する薬物乱用防止教室（薬学講座）等で飲酒が健康に与える影響に関する指導を推進します。 | 各学校では、実施方法を工夫して学校薬剤師や警察署等の関連機関と協力をして薬学講座を実施した。 | なし | 第2期計画においても、継続して指導をしていく。 | P13 | 健康体育課 |
| 3 | I | (1) | ① | c | 大学等と連携し、大学生等の急性アルコール中毒を含む不適切な飲酒の防止について啓発を推進します。 | 令和元年度には、AAオープンセミナーにおいて、本県のアルコール健康障害対策及び精神保健福祉センターでの取組みを発表した。 | AAオープンセミナーは単発的な取組であり、大学生等に対する継続的な普及啓発の取組が実施できなかった。 | 県主催の依存症フォーラムを大学窓口へ案内するなど、大学生等へのアプローチを検討する必要がある。 | P13 | 障害福祉課 |
| 4 | I | (1) | ② | a | 保護者会、PTA総会等で学校に保護者が来校する機会を捉えて未成年者の飲酒に伴うリスクなどについて啓発を推進します。 | 啓発発信校に指定された中学校10校、高等学校10校において、地域等への啓発方法を工夫して、薬学講座を開催した。 | なし | 第2期計画においても、継続して指導をしていく。 | P13 | 健康体育課 |
| 5 | I | (1) | ② | b | 高齢者の孤立からくるアルコール依存を防止するため、高齢者に対し、不適切な飲酒の防止について啓発を推進します。 | 精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修を開催し、介護及び障害福祉分野の事業者に対する研修を行った。 | 同研修において事業者に対する啓発はできたが、高齢者に不適切な飲酒の防止について直接啓発するできた訳ではない。 | 県主催の依存症フォーラムにおいて、県民に対する普及啓発を実施する中で、高齢者に不適切な飲酒の防止について啓発する。 | P13 | 障害福祉課 |
| 6 | I | (1) | ③ | a | 静岡労働局等と連携して、飲酒運転の防止や急性アルコール中毒など飲酒に伴うリスクのより一層の周知を事業者に促します。 | 令和元年度及び3年度に、SBIRTS普及促進セミナーを実施し、産業保健総合支援センターとの共催により医療、行政、相談支援関係者に対する啓発を実施した。 | 令和2年度は開催できなかった。 | 第2期計画においても、SBIRTS普及促進セミナーを継続して実施していく。依存症フォーラムについて静岡労働局に案内する。 | P13 | 障害福祉課 |
| 7 | I | (1) | ③ | b | 企業の経営手法である『健康経営』の視点を取り入れ、地域、事業所、家庭における健康づくりを推進する「しずおかまるごと健康経営プロジェクト」を展開しており、従業員の健康づくりを推進するため、具体的な目標を宣言する「ふじのくに健康づくり推進事業所」を拡大します。 | 事業所宣言を通して、適正な飲酒量の啓発を行う事業所を増やすことができた。 | 適正な飲酒量の啓発を行うことを目標とした事業所へ情報提供等は行っていない。 | 適正な飲酒量の啓発を行う事業所に対して、パンフレットの配布等による情報提供を行っていく。 | P13 | 健康増進課 |
| 8 | I | (1) | ④ | a | アルコール関連問題啓発週間（毎年11月10日から16日）や未成年者飲酒防止・飲酒運転撲滅の全国統一キャンペーン（毎年4月）等を通じて、県、市町、関係団体等が連携し、一般県民へ飲酒に伴うリスクに関する知識やアルコール依存症に関する正しい知識の普及を図ります。 | 平成30年度及び令和元年度は、県断酒会と「アルコール関連問題啓発フォーラム」を共催することができた。 | 新型コロナウイルス感染拡大した令和2年度以降は、フォーラムの開催が滞ってしまった。 | ギャンブル等依存対策として令和3年度より開始した、県主催の依存症フォーラムにおいて、アルコール関連問題を題材にする等、普及啓発の方法を検討する。また、断酒会と協同し、県内警察署や運転免許センター、県民サービスセンターに啓発グッズを配架を行う。 | P13 | 障害福祉課 |
| 9 | I | (1) | ④ | b | 静岡県交通安全対策協議会（会長：知事）が、関係機関・団体とともに実施する交通安全運動等を通じて、「飲酒運転の根絶」に向けた啓発を行います。 | 毎年度、静岡県交通安全対策協議会（会長：知事）が、関係機関・団体とともに実施する交通安全運動（4回/年度）の重点項目等に「飲酒運転の根絶」を掲げ、各種広報啓発を実施した。 | — | 第2期計画においても、「飲酒運転の根絶」に向けた各種広報啓発を継続して実施していく。 | P14 | くらし交通安全課 |
| 10 | I | (1) | ④ | c | メディア等を積極的に活用し、一般県民へのアルコール依存症に関する知識の普及を図るとともに、県のホームページにおいても普及啓発に取り組みます。 | 令和2年度に精神保健福祉センターのホームページに依存症対策のページを増設し、必要に応じて最新の情報に更新を行った。 | 新型コロナウイルスの影響で依存相談等が中止になった直後はホームページへの掲載ができなかった。 | 今後も継続して必要に応じてホームページの情報を更新する。 | P14 | 障害福祉課 (精神保健福祉センター) |
| 11 | I | (2) | | a | 静岡県小売酒販組合連合会と連携し、酒類事業者に対し、未成年者への販売禁止の周知徹底と酒類販売管理者に対する業務研修の受講促進を図ります。 | 未実施 | 静岡県小売酒販組合連合会と連携した研修会の開催は実施できなかった。 | 令和4～5年度の第1期計画期間中に、静岡県小売酒販組合連合会と連携方法を検討し、第2期計画において実行可能な取組を検討する。 | P14 | 障害福祉課 |

| 通 番 | 対策の柱 | | | | | | 具体的取組 | 出来たこと | 出来なかったこと | 第2期計画に向けた方向性 | 県計画の 該当ページ | 担当課 担当機関 |
|--------|-------|-----|--|---|--|---|--|--|----------|--------------|---------------|-------------|
| | 基本的施策 | | | | | | | | | | | |
| | 施策 | | | | | | | | | | | |
| 12 | I | (2) | | b | 年数回行われる風俗営業の管理者講習において、管理者に対し、未成年者への酒類提供の禁止について徹底を図ります。 | 管理者講習において、未成年者への酒類提供禁止のほか、適正営業について指導を徹底した。 | 特になし | 引き続き、管理者への指導を徹底し、風俗営業の適正営業の徹底を図る。 | P14 | 生活保安課 | | |
| 13 | I | (2) | | c | 風俗営業及び飲食店営業等における未成年者に対する酒類提供を認知した場合には、積極的に事件化を図るとともに、行政処分を実施します。 | 平成30年から令和3年の間、未成年者に酒類提供した店舗について、23件を事件化し、行政処分を3件実施した。 | 特になし | 違法営業に対しては、積極的に事件化を行い、風俗環境の浄化を図る。 | P14 | 生活保安課 | | |
| 14 | I | (2) | | d | 静岡県社交飲食業生活衛生同業組合等の関係機関と連携し、関係者に対する指導を図ります。 | 静岡県社交飲食業生活衛生同業組合の総会などの機会において、必要な指導を実施した。 | 新型コロナウイルスの感染拡大により、会議等の機会が減少したことにより、指導の機会が減少した。 | 引き続き、関係機関との連携を図り、風俗営業等への指導を徹底する。 | P14 | 生活保安課 | | |
| 15 | I | (2) | | e | 風俗営業所に対する立ち入り調査や風俗許可申請受理するなど、あらゆる機会をとらえ、関係者に対する指導を図ります。 | 立ち入り調査時や申請受理時など機会において、関係者に対する指導を実施した。 | 特になし | 引き続き、立ち入り調査時や申請受理時などの機会において、指導を徹底し、適正営業を徹底させる。 | P14 | 生活保安課 | | |

| 通 番 | 対策の柱 | | 基本的施策 | | | | | | |
|--------|------|-----|-------|--|---|--|--|-------------|-----------------------|
| | 施策 | | 具体的取組 | 出来たこと | 出来なかったこと | 第2期計画に向けた方向性 | 県計画の 該当ページ | 担当課 担当機関 | |
| | | | | | | | | | |
| 16 | II | (1) | a | 精神保健福祉センターや保健所等を中心として、アルコール健康障害を有する者及びその家族が分かりやすく気軽に相談できる相談拠点を明確化し、ホームページ等を活用し県民に広く周知を図ります。 | 令和2年度に精神保健福祉センターのホームページに依存症対策のページを作成し、精神保健福祉センターで行っている支援の説明や、県内の自助グループ等を掲載した。また、必要に応じて最新の情報に更新を行った。 | 新型コロナウイルスの影響で依存相談等が中止になった直後はホームページへの掲載ができなかった。 | 今後も継続して必要に応じてホームページの情報を更新する。 | P15 | 障害福祉課 (精神保健福祉センター) |
| 17 | II | (1) | b | 精神保健福祉センターや保健所等を中心として、アルコール関連問題の相談支援を行うに当たっては、地域における医療機関・行政・自助グループ等の関係機関の役割を整理し、地域の実情に応じた連携体制を構築します。 | 各地域の医療機関、断酒会、ダルク等と連携して、県内の東部、中部、西部の3か所で依存相談を行ない、東部、中部の2か所で回復者ミーティングを実施した。 | 新型コロナウイルス感染拡大により、依存相談やリカバリーミーティングが実施できない期間があった。 | 今後も継続して、関係機関と連携しながら、依存相談やリカバリーミーティングを実施する。 | P15 | 障害福祉課 (精神保健福祉センター) |
| 18 | II | (1) | c | 本人や家族等に対しては、自助グループが行う相談会や集う会等の酒害相談活動と連携、支援していきます。 | アルコール問題を抱える家族への講演会を令和2年度から年1回開催している。 | 令和元年度に実施予定だったが、新型コロナウイルス感染拡大により中止になった。 | 継続して、アルコール問題を抱える家族への講演会を年1回実施する。 | P15 | 障害福祉課 (精神保健福祉センター) |
| 19 | II | (2) | ① a | 生活習慣病のリスクを高める量の飲酒の防止を目的として、禁酒・節酒支援についての研修会等を開催し、地域保健従事者の育成と資質向上に取り組めます。併せて、生活習慣病のリスクを高める量の飲酒について、情報提供します。 | 毎年、特定保健指導に関する研修会時に「アルコール健康障害について」の講義を実施している。 | 研修会の中でアルコールによる健康障害や適量については毎年講義を行っているが、AUDITなどの客観的評価ができるツールについて取り上げることが出来ていない。 | 引き続き、研修会テーマとして取り上げるとともに保健指導技術の向上となるような内容について検討する。 | P15 | 健康増進課 |
| 20 | II | (2) | ① b | アルコール依存症が疑われる者に対しては、精神保健福祉センターや保健所から適切な医療機関を紹介するほか、自助グループ等を紹介するなど断酒に向けた支援を行います。 | 電話相談や個別相談を経て、相談者の必要に応じて医療機関や自助グループを紹介し、治療や支援に繋がるように情報提供をした。 | 新型コロナ感染拡大により、依存相談や自助グループが開催できない時期があった（病院や自助グループへの電話相談等につなげることで代替とした）。 | 継続して医療機関や自助グループを必要時に紹介する。 | P15 | 障害福祉課 (精神保健福祉センター) |
| 21 | II | (2) | ② a | 産業保健分野の関係機関と連携し、アルコール健康障害について知識普及を図ります。 | 令和3年度、令和4年度に精神保健福祉センターにおいて、静岡県断酒会及び静岡産業保健総合支援センターと共催してSBIRTS普及促進セミナーを実施した。 | 静岡産業保健総合支援センターSBIRTS普及促進セミナーのみの関わりとなっており、精神保健福祉センターでできる相談やプログラムについての説明等が十分にできていない。 | 静岡県断酒会及び静岡産業保健総合支援センターと共催してのSBIRTS普及促進セミナーについて、依頼があれば開催を検討する。静岡産業保健総合支援センターに精神保健福祉センターの事業のチラシを渡すなど連携を図る。 | P16 | 障害福祉課 (精神保健福祉センター) |
| 22 | II | (3) | ① a | 取消処分講習（飲酒クラス）において、アルコール依存症のおそれのある者に対し、相談や治療の勧奨を、引き続き実施します。 | 飲酒習慣の改善等に関する指導を実施するとともに、治療の勧奨を実施した。 | 特になし。 | 第2期計画においても、取消処分者講習（飲酒講習）を継続して実施する。 | P16 | 運転免許課 |
| 23 | II | (3) | ① b | 刑務所や保護観察所と連携し、飲酒運転事犯者に対する相談や治療につなげる取組を推進します。 | 保護観察所で行われている集団処遇に月1回、精神保健福祉センターの職員を派遣している。保護観察期間中の当事者が保護観察官と共にリカバリーミーティングに参加するなど、保護観察所との連携を図っている。 | 精神保健福祉センターでの事業の調整で、保護観察所の集団処遇に職員を派遣ができないことがあった。 | 継続して保護観察所の集団処遇への職員の派遣を行い、保護観察所との連携を深める。 | P16 | 障害福祉課 (精神保健福祉センター) |
| 24 | II | (3) | ② a | 暴力・虐待、酩酊による事故を起こした者や自殺未遂者等について、アルコール依存症が疑われる場合は、精神保健福祉センターや保健所等を中心に、関係機関が連携し、相談や支援、治療につなぐための取組を推進します。 | 女性相談センターや地域自殺対策推進センターの相談や、保健所等の精神保健福祉相談において、アルコール問題を抱える方がいる場合には、精神保健福祉センターの依存相談や医療機関につないだ。 | 特になし。 | 引き続き関係機関と連携し、アルコール問題を抱える方を適切な相談窓口や医療機関へつなぐ。 | P16 | 障害福祉課 |
| 25 | II | (4) | ① a | アルコール健康障害の医療に関する治療及び人材育成のさらなる推進を図るため、県の中心となる拠点医療機関を定めるとともに、圏域ごとの拠点機関の整備を図ります。 | 平成30年10月、県依存症治療拠点機関として、聖明病院及び服部病院を選定した。令和4年7月、政令市域を含めて選定した。 | 依存症に対応できる医療機関が少ないため、圏域ごとの拠点機関整備は困難である。 | 治療拠点機関ではなく、アルコール依存症を治療できる専門医療機関の整備を推進する。 | P16 | 障害福祉課 |
| 26 | II | (4) | ② a | 拠点医療機関において、アルコール依存を含む依存症に関する取組の情報発信を行うことや医療機関を対象としたアルコール依存を含む依存症に関する研修などを実施することにより、一般医療機関やアルコール依存症の治療を実施していない精神科医療機関、民間団体等の関係機関との連携を強化します。 | 県依存症治療拠点機関において、取組の情報発信をするとともに、県内精神科医療機関や一般医療機関向けに依存症医療研修を実施した。 | 新型コロナウイルス感染拡大により、令和元～3年度において、一部研修が実施できなかった。研修方法をオンラインに変更する等で対応した。 | 引き続き、情報発信及び医療機関向けの研修を実施していく。コロナ禍でも開催できるよう、オンラインを含めて開催方法を検討していく。 | P17 | 障害福祉課 |

| 通 番 | 対策の柱 | | | | | | | | | |
|--------|-------|-----|---|-------|--|--|---|--|-------------|-----------------------|
| | 基本的施策 | | | | | | | | | |
| | 施策 | | | | | | | | | |
| | | | | 具体的取組 | 出来たこと | 出来なかったこと | 第2期計画に向けた方向性 | 県計画の 該当ページ | 担当課 担当機関 | |
| 27 | Ⅲ | (1) | ① | a | アルコール依存症の当事者の回復、社会復帰の支援が円滑に進むよう、アルコール依存症が回復する病気であること等を、社会全体に啓発し、アルコール依存症に対する理解を促します。 | 静岡県断酒会とアルコール関連問題啓発フォーラムを共催するとともに、県依存症フォーラムを実施した。 | アルコール関連問題啓発フォーラムは、新型コロナウイルス感染拡大により、令和2年度以降は開催できなかった。一方で、県依存症フォーラムを令和4年度より開催する。 | 県民向けの依存症フォーラムについて、毎年度継続して開催する。 | P18 | 障害福祉課 |
| 28 | Ⅲ | (1) | ② | a | アルコール依存症が疑われる者に対しては、適切な医療機関や相談窓口、自助グループ等を紹介するなど断酒に向けた支援を行います。 | 東部、中部、西部の3会場において、アルコール依存を含む依存相談を実施した。 | 新型コロナウイルス感染拡大のため、依存相談やが中止になった日があった。（電話でのフォローと病を行った） | 依存相談を継続して実施する。 | P18 | 障害福祉課 (精神保健福祉センター) |
| 29 | Ⅲ | (1) | ② | b | 依存症からの回復のための当事者向けグループミーティングを開催します。 | 東部、中部の会場において、依存症からの回復のための当事者向けのリカバリーミーティングを実施した。 | 新型コロナウイルス感染拡大のためにリカバリーミーティングが中止になった月があった。（参加者全員に電話でのフォローを行った） | リカバリーミーティングを継続して実施する。 | P18 | 障害福祉課 (精神保健福祉センター) |
| 30 | Ⅲ | (1) | ② | c | アルコール依存症者が医療機関での受診後又は退院後において、社会復帰を視野に入れた支援（生活上の指導等や民間支援団体の紹介）に取り組みます。 | 平成30年度より受診後の患者支援事業を実施。依存症治療拠点機関において、精神科病院を受診後又は退院後の依存症患者に対して、自助グループ等の民間団体と連携した支援を実施した。 | 特になし。 | 引き続き受診後の患者支援事業を実施する。 | P18 | 障害福祉課 |
| 31 | Ⅲ | (2) | | a | 自助グループに対する支援を行うとともに、回復支援における自助グループの役割等を啓発します。 | 自助グループの役割が記載された依存症リーフレットを配布し、啓発した。また、各研修会やフォーラム等で、自助グループの概要や役割を紹介した。 | 自助グループを中心に据えた啓発活動が少なかった。令和4年度は県依存症フォーラムで「家族」をテーマとして、家族の自助グループを中心にパネルディスカッションを行う予定。 | 引き続き自助グループに関する啓発活動を行う。 | P18 | 障害福祉課 |
| 32 | Ⅳ | (1) | | a | 精神保健福祉センター及び保健所を相談拠点として明確に位置づけ、相談体制を整備するとともに、治療の拠点となる専門医療機関を整備します。 | 平成30年度、県精神保健福祉センターを依存症相談拠点として選定した。また、依存症専門医療機関として、聖明病院及び服部病院を選定した。 | 特になし。 | 現状の2医療機関に加えて、アルコール依存症を治療できる専門医療機関の整備を推進する。 | P19 | 障害福祉課 |
| 33 | Ⅳ | (2) | | a | 保健、医療及び福祉等の分野に従事する支援者向けにアルコール健康障害に対する理解や知識の啓発、対応方法習得のための研修会を開催します。 | 県精神保健福祉センターにおいて、年1回、依存症問題従事者研修を実施した。また、依存症治療拠点機関において、医療従事者向けに依存症医療研修を実施した。 | 依存症問題従事者研修は、新型コロナウイルス感染拡大のため、令和2年度は人数を制限して集合研修を実施、令和3年度、4年度は集合研修ができず、オンライン研修に切り替えた。依存症医療研修は、新型コロナウイルス感染拡大により、令和元～3年度において、一部研修が実施できなかった。研修方法をオンラインに変更する等に対応した。 | 依存症問題従事者研修は、継続して年1回の研修を実施する。依存症医療研修は、コロナ禍でも開催できるよう、オンラインを含めて開催方法を検討していく。 | P19 | 障害福祉課 (精神保健福祉センター) |
| 34 | Ⅳ | (3) | | a | アルコール健康障害に係る実態把握に努め、施策の充実を図ります。 | 国が公表するNDBデータや厚生労働科学研究等の研究データに基づき、アルコール健康障害に関する実態把握に努めた。また、アルコール健康障害対策推進基本計画（第2期）に係る情報を収集し、県アルコール健康障害対策連絡協議会にて報告した。 | 特になし。 | 引き続きNDBデータや厚生労働科学研究等の研究データを収集し、アルコール健康障害に関する実態把握に努め、県計画や施策に反映する。 | P19 | 障害福祉課 |